

平成29年 4月 12日

保護者の皆様へ

奈良県立平城高等学校
校長 今西一盛

出席停止について(お知らせ)

陽春の候、皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、次の病気は、学校保健安全法により出席停止の取扱いになります。それには医師の確認が必要です。つきましては、医師の診断書もしくは、証明書等を必ず学校にご提出くださいますようお願いいたします。様式は問いません。

なお、本校では独自の証明書を用意しておりますが、その扱いは、医療機関によって異なりますので、ご留意ください。証明書は、本校ホームページからも取り出しています。

出席停止扱いになる病気		
	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、中東呼吸器症候群 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病 原体がコロナウイルス属SARSコロ ナウイルスであるものに限る）、 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエン ザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがない と認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌 感染症、腸チフス、パラチフス、流行性 角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の 感染症	病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで